

2015年10月7日

各位

会社名 日本郵政株式会社
代表者名 取締役兼代表執行役社長 西室 泰三
(コード番号: 6178 東証)
問合せ先 経営企画部門 上場準備室
(TEL. 03-3504-9986)

当社株式売出し及び金融2社株式の売出しに関する仮条件決定のお知らせ

2015年9月10日開催の当社取締役会において決議いたしました当社株式売出し及び金融2社(株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険)の普通株式の売出しにつきまして、ブックビルディングの仮条件を、2015年10月7日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 当社普通株式の売出し

(1) 仮条件 1株につき金1,100円から金1,400円

(2) 仮条件の決定理由等

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

- ① 高い知名度とブランド力を背景に、強固な顧客基盤を有し、全国を網羅する郵便局ネットワークを活用して多様な商品・サービスを提供していること。
- ② 安定した収益を計上しており、安定的な配当方針を掲げていること。
- ③ 成熟した国内市場において、収益性の向上が望まれること。

以上の評価に加え、当社株式売出しと同時に行われる金融2社の普通株式の日本国内及び海外市場における売出しの仮条件価格の範囲、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、上場日までの価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,100円から1,400円の範囲が妥当であると判断いたしました。

注意事項:

この文書は、当社株式売出し及び金融2社株式の売出しに関する仮条件決定について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては、米国内で公募を行うことを予定しておりません。

(3) その他の売出しに係る条件

売出価格は、当社株式売出価格決定日（2015年10月26日）に、上記仮条件の範囲で当社取締役会において決定します。当該仮条件を今後変更する場合には、その変更の決定について当社代表執行役社長に一任します。

注意事項：

この文書は、当社株式売出し及び金融2社株式の売出しに関する仮条件決定について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては、米国内で公募を行うことを予定しておりません。

2. 当社が指定する販売先に対する親引けの件

当社が、引受人に対し、販売を要請している親引け先の概況については以下の通りです。

(1) 親引け先の状況等

① 親引け先の概要

名称	日本郵政従業員持株会
所在地 (事務局)	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
代表者の役職 及び氏名	理事長 二見 卓治

② 当社と親引け先との関係

当社の従業員持株会であります。

③ 親引け先の選定理由

従業員の福利厚生のために行うものであります。

④ 親引けしようとする株式の数

未定（国内売出しに係る売出株式のうち、47,363,600株（※）を上限として、売出価格決定日（2015年10月26日）に決定する予定。）

※ 取得金額の上限として要請した金額を仮条件の下限価格により除して算出した見込みの株式数（100株未満切捨て）であります。

⑤ 株券等の保有方針

長期保有の見込みであります。

⑥ 払込みに要する資金等の状況

当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。

⑦ 親引け先の実態

当社の従業員等で構成する従業員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、下記【ご参考】の「2. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、仮条件による需要状況等を勘案した上で決定する予定の売出価格と同一となり、売出価格決定日に決定する予定です。

注意事項：

この文書は、当社株式売出し及び金融2社株式の売出しに関する仮条件決定について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては、米国内で公募を行うことを予定しておりません。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は 名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数 に対する 所有株式 数の割合 (%)	国内売出し及び海 外売出し後の所有 株式数 (株)	国内売出し及び 海外売出し後の 株式総数に対す る所有株式数の 割合 (%)
財務大臣	東京都千代田 区霞が関三丁 目1番1号	4,500,000,000	100.00	4,005,000,000	89.00
日本郵政 従業員持 株会	東京都千代田 区霞が関一丁 目3番2号	—	—	47,363,600	1.05
計	—	4,500,000,000	100.00	4,052,363,600	90.05

- (注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、2015年9月10日現在のものです。
2. 国内売出し及び海外売出し後の所有株式数並びに国内売出し及び海外売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、2015年9月10日現在の所有株式数及び株式総数に、国内売出し、海外売出し及び親引け(日本郵政従業員持株会 47,363,600株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容 該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項 該当事項はありません。

注意事項：

この文書は、当社株式売出し及び金融2社株式の売出しに関する仮条件決定について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては、米国内で公募を行うことを予定しておりません。

3. 株式会社ゆうちょ銀行普通株式の売出し

(1) 仮条件 1株につき金1,250円から金1,450円

(2) 仮条件の決定理由等

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

- ① 全国を網羅する郵便局ネットワークを活用した強固な顧客・貯金基盤を有しており、安定した収益を計上していること。
- ② 高い知名度とブランド力を有するとともに、強固な資本基盤を背景として安定的な配当方針を掲げていること。
- ③ 低金利下での収益確保や資本効率の改善が望まれること。

以上の評価に加え、事業内容等の類似性の高い上場会社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、上場日までの価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,250円から1,450円の範囲が妥当であると判断いたしました。

(3) その他の売出しに係る条件

売出価格は、ゆうちょ銀行株式売出価格決定日（2015年10月19日）に、上記仮条件の範囲で当社取締役会において決定します。当該仮条件を今後変更する場合には、その変更の決定について当社代表執行役社長に一任します。

注意事項：

この文書は、当社株式売出し及び金融2社株式の売出しに関する仮条件決定について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては、米国内で公募を行うことを予定しておりません。

4. 株式会社かんぽ生命保険普通株式の売出し

(1) 仮条件 1株につき金1,900円から金2,200円

(2) 仮条件の決定理由等

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

- ① 全国を網羅する郵便局ネットワークと、高い知名度及びブランド力を背景に、強固な顧客基盤を有していること。
- ② 既存商品の改善等による新契約の拡大余地により、成長が期待できること。
- ③ 成熟した国内生保市場における他大手生保との競争環境下においても、収益性の維持が望まれること。

以上の評価に加え、事業内容等の類似性の高い上場会社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、上場日までの価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,900円から2,200円の範囲が妥当であると判断いたしました。

(3) その他の売出しに係る条件

売出価格は、かんぽ生命保険株式会社売出価格決定日（2015年10月19日）に、上記仮条件の範囲で当社取締役会において決定します。当該仮条件を今後変更する場合には、その変更の決定について当社代表執行役社長に一任します。

注意事項：

この文書は、当社株式売出し及び金融2社株式の売出しに関する仮条件決定について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては、米国内で公募を行うことを予定しておりません。

【ご参考】

1. 当社普通株式の売出しの概要

(1) 売 出 株 式 数	当社普通株式	495,000,000 株
		(うち国内売出株式数 396,000,000 株 海外売出株式数 99,000,000 株)

最終的な内訳は、上記総売出し株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、下記(3)記載の売出価格決定日に決定する予定である。

(2) 需 要 の 申 告 期 間	2015年10月8日(木曜日)から
(国 内)	2015年10月23日(金曜日)まで
(3) 売 出 価 格 決 定 日	2015年10月26日(月曜日)

売出価格は仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、当社株式売出価格決定日(2015年10月26日)に開催予定の当社取締役会において決定する予定である。当該仮条件を今後変更する場合には、その変更の決定について当社代表執行役社長に一任する。

(4) 申 込 期 間	2015年10月27日(火曜日)から
(国 内)	2015年10月30日(金曜日)まで
(5) 株 式 受 渡 期 日	2015年11月4日(水曜日)

注意事項：

この文書は、当社株式売出し及び金融2社株式の売出しに関する仮条件決定について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては、米国内で公募を行うことを予定しておりません。

2. ロックアップについて

当社株式売出しに関連して、売出人である財務大臣は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後 180 日目の 2016 年 5 月 1 日(当日を含む。)までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の譲渡又は処分等(ただし、当社株式国内売出し、当社株式海外売出し及び当社による自己株式の取得に応じた当社株式の売却又は譲渡等を除く。)を行わない旨を約束する書面を 2015 年 10 月 26 日付で差し入れる予定であります。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の発行等(ただし、株式分割等を除く。)を行わない旨を約束する書面を 2015 年 10 月 26 日付で差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

さらに、親引け先である日本郵政従業員持株会は、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内売出しの主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内売出しの主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の譲渡又は処分等を行わない旨を約束する書面を 2015 年 10 月 26 日付で差し入れる予定であります。

なお、上記の場合において、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内売出しの主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上

注意事項：

この文書は、当社株式売出し及び金融 2 社株式の売出しに関する仮条件決定について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては、米国内で公募を行うことを予定しておりません。